

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



償却資産(固定資産税)の申告について
 償却資産とは、法人や個人が事業を営むために所有している構築物(駐車場の舗装・塀・看板等)、機械および装置(旋盤・電気設備等)、工具・器具および備品(パソコン・机・陳列棚等)などの事業用資産です。これらの資産を所有している方は、令和3年1月1日現在の所有状況を、2月1日(月)までに申告してください。

ご提出いただく償却資産申告書には、マイナンバーの記入が必要となりますので、個人番号12桁または法人番号13桁をご記入ください。

問合せ先 役場 税務課

内線 178・179

個人事業者の方の所得税・消費税確定申告相談

商工会では、中小企業の事業主の方を対象に、所得税確定申告・消費税確定申告の個別指導相談会を次の日程で開催します。

申告期限間近になると大変込み合いますので、できるだけ早い機会にお出掛けください。

また、記帳でお悩みの方、新しく記帳を始める方、記帳について相談したい方、白色申告の方、アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もこの機会にご相談ください。

とき 2月18日(木)・26日(金)

午前9時30分～午後3時

ところ 商工会館 講習会等研修室

問合せ先 商工会

☎(442)4511

20歳になったら国民年金

20歳になった方には、日本年金機構から、国民年金に加入したことをお知らせします。
 ※厚生年金または共済年金に加入している方を除きます。

20歳になってからおおむね2週間以内に、日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」等が送付されます。



保険料の納付について

令和2年度の保険料額
 月額 16,540円

「国民年金加入のお知らせ」に同封されている納付書で保険料を納めてください。保険料は金融機関のほか、コンビニエンスストアでの納付もできます。また、口座振替やクレジット納付も可能です。

保険料の免除(納付猶予)制度

●学生納付特例制度

親の負担が過大にならないように、学生本人の前年の所得金額が118万円以下であるときは、保険料の納付が猶予される制度があります。

●納付猶予制度

所得が少ない50歳未満(学生を除く)の方が、将来年金を受け取ることができなくなることを防止するため、保険料の納付が猶予される制度があります。

※学生納付特例期間や納付猶予期間は、将来受け取る年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

※学生納付特例期間中や納付猶予期間中に障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、受給資格があれば障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができます。ただし、不慮の事態が生じた月の前々月以前の1年間に保険料の未納期間があるときは、これらの給付を受け取れない場合があります。

問合せ先 中村年金事務所 ☎(453)7200
 役場 住民課 内線121